

知的財産戦略本部構想委員会（第3回）

日時：令和5年4月24日（月） 10：30～12：30

場所：WEB開催

出席：

【委員】

出雲委員、梅澤委員、翁委員、加藤委員、喜連川委員、久貝委員、杉村委員、竹中委員、立本委員、田中委員、田路委員、中村委員、波多野委員、林委員、福井委員、村松委員、山本委員、渡部座長

【事務局】

田中局長、澤川次長、池谷参事官、浜岸参事官、塩原参事官、尾川企画官

1. 開会
2. 議事
 - (1) 「知的財産推進計画2023」に向けた検討等について
 - (2) 意見交換
3. 閉会

○池谷参事官 それでは、御多忙のところ御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

私、司会進行を務めます内閣府知財事務局の池谷と申します。どうぞよろしく申し上げます。

本日の進行について、御説明いたします。

まず会議中は、ノイズを防ぐため、発言時以外はマイクのミュートをお願いいたします。事務局でミュート操作をさせていただく場合がございます。

また、御発言を希望の場合は、挙手ボタンにてお知らせいただければと思います。

御発言される際には、マイクをミュート解除にいただき、発言が終わりましたら、マイクを再度ミュートにさせていただくようお願いいたします。

御出席の委員におかれましては、カメラについては常時オン、つけたままにさせていただくよう、よろしくお願いいたします。

万が一、回線が突然落ちてしまった、声が途切れているなどのトラブルが発生いたしましたら、会議中でもよろしくお願いいたします。

これから第3回の「構想委員会」を始めたいと思います。

改めて今日は御参集いただきまして、ありがとうございます。

本日の議題は、知的財産推進計画2023に向けた検討等についてです。

初めに事務局から資料を説明し、その後、委員各位の意見交換とさせていただきます。
有識者の皆様の様々な意見をお借りしたいと考えております。

また、本日は遠藤委員、喜連川委員、富山委員、柳川委員は御欠席です。

出雲委員、中村委員は途中から出席と伺っております。

続きまして、本日使用する資料を御確認ください。

事前に事務局からはメールで御連絡したとおり、本日使用する資料は、資料1の「『大学知財ガバナンスガイドライン』の策定・公表」。

資料2は「知財・無形資産ガバナンスガイドライン ver2.0」。

資料3の「知的財産推進計画2023の検討状況」。

御欠席の遠藤委員から資料4のとおり、意見を提出いただいております。

なお、資料3の「知的財産推進計画2023の検討状況」の資料については、画面共有せず、委員限りとさせていただきたいと思っておりますので、御配慮をよろしくお願いいたします。

それでは、ここからの議事進行につきましては、渡部座長をお願いいたします。

座長、よろしくお願いいたします。

○渡部座長 おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

早速でございますが、議事に入らせていただきたいと思います。

まず資料1から資料3に関しまして、事務局から説明をお願いいたします。

○浜岸参事官 それでは、資料1を用いまして「『大学知財ガバナンスガイドライン』の策定・公表」について、御説明申し上げます。

政府のスタートアップ政策における大学知財ガバナンスガイドラインの位置づけですけれども、統合イノベーション戦略2022におきまして、スタートアップにおける事業化に向けて、大学等が保有する知的財産を最大限活用できる環境を整備するため、大学知財ガバナンスガイドラインを策定することとしておりました。

新しい資本主義実行計画、また、スタートアップ育成5か年計画においても、同様の記載がされていたところでございます。

こちらの図の左側の青い負の連鎖が現状の知財マネジメントの問題構造を示したものでございます。大学の知財マネジメントには必要な予算が確保されておらず、その結果として、事業化を見据えた権利化が不十分となっている、また、知財関連経費を共同研究先の企業に負担してもらうことで、共同研究先に有利な契約となってしまう、結果として、大学が第三者ライセンスをすることが困難となって、共同研究先で共同研究成果が社会実装されない場合には、十分な収入が得られないという悪循環となっております。

これに対しまして、右側の正の連鎖は、理想的な知財マネジメントになります。社会実装機会を最大化し、資金の好循環をミッションとしたものですが、知財予算を費用ではなく投資として必要な費用を確保し、また、知財関連経費を大学が賄うことで、共同研究先

に実施を促し、第三者ライセンスの権限を確保するといった契約マネジメントを行い、スタートアップからは、株式新株予約権を取得することによって収入を得て、次の投資につなげる、このような好循環を実現するために大学の知財ガバナンス改革が必要としております。

現状の主な課題として、共同研究成果の取扱いの問題がございます。共同研究成果は、企業が特許費用を負担して、大学と企業の共有特許となるケースが多く、これが全体の約6割を占めていると言われていたのですが、大学が共有特許をスタートアップなどの第三者にライセンスするには、特許法のデフォルトルールでは企業の同意が必要となり、十分に活用できていないと言われております。

そこで、共同研究先の企業が実施しない場合に大学が第三者にライセンス可能とするルールづくりができないかということで、大学知財ガバナンスガイドラインの検討を進めてまいりました。

こちらは本ガイドラインの狙いですが、こちらの図で示しました大学、スタートアップ、大企業等から成る大学知財イノベーションエコシステムにおいて、社会実装機会の最大化、資金の好循環を図ることとしております。そのためにはステークホルダー同士で説明責任を果たし合う関係を構築することが重要で、また、エコシステム全体で社会実装機会の最大化、また、社会的・経済的価値の最大化を図られるようにすることが望ましいと考えております。

そこで、自らの経済的価値のみを最優先としない立場にある大学が、これらのステークホルダーと協調して、大学知財の社会実装機会の最大化を目指す役割を果たすことができるものとしております。

大学知財ガバナンスガイドラインの全体構成としましては、大学としての知財に関する基本的な考え方を明確化すること、一貫通貫の知財マネジメント、共同研究成果の権利帰属とライセンス権限、新株予約権の積極的活用、事業化を見据えた質の高い特許権の取得、これらに必要な体制構築、人材と予算計画の策定、これらからなっております。

このガイドラインでは、プリンシプルとして大学が知財の社会実装機会の最大化及び資金の好循環を達成しようとする場合、知財マネジメントプロセスの整備、知財ガバナンスを構築するに当たって必要と考える項目を示し、そのプリンシプルを達成するために具体的な方法として考えられるものを示しております。

なお、大学は社会実装機会の最大化以外に研究、教育、人材育成などのミッションも有しており、プリンシプルの実際の活用については、大学のミッションのバランスに応じて、大学自らの経営責任において判断されるものとしております。

共同研究成果の権利帰属・ライセンス権限に関するプリンシプルについては、大学が必要な権利を確保することを目指すこととし、契約で定める期間内に社会実装に向けた具体的な目標を達成すること、社会実装の準備状況を把握するための情報共有をすること、共同研究先が実施を予定している事業分野以外の分野について、第三者に実施許諾する権限

の確保を目指すこと、共同研究先が契約で定める期間内に社会実装に向けた具体的な目標を正当な理由なく達成していない場合に、第三者に実施許諾できる権限を確保することなどを定めております。

大学知財ガバナンスガイドラインですが、内閣府、文部科学省、経済産業省の連名で公表し、産学官連携ガイドラインの附属資料として、これらと一体として大学において活用することとしました。

今後のガイドラインの浸透・活用方策としましては、国際卓越研究大学は、産学官連携ガイドライン等を踏まえた体制整備が要件となっております。また、地域中核・特色ある研究大学強化促進事業についても、このガイドラインを活用していくこととしております。

なお、ガイドラインの策定に当たりまして、大学、スタートアップ、産業界の委員から成るこちらの検討会メンバーで検討を行ってまいりました。

以上となります。

○池谷参事官 続きまして、資料2、知財・無形資産の投資・活用に関するガバナンスガイドラインについての概要説明をしたいと思います。

1 ページ目でございますが、研究開発投資に関する記述を見ていただきますと、米中が非常に高く、日本は横ばいの状況になっています。

加えて、右側を見ていただきますと、S&P500、NIKKEI225の比較をいたしますと、企業価値全体に占める無形資産の割合というのは、日本は非常に限られています。

左側の企業のマークアップ率を見ますと、日本は製品やサービスの差別化がなかなかできていなくて、横ばいの状況になっているところで、日本企業の知財・無形資産の投資・活用を増大させるメカニズムの構築が必要だと考えております。

また、日本株離れの実態として、昨年の2022年ですが、海外投資家による売り越しが東京、名古屋だけ見ても2兆円を超えております。また、MSCIワールド指数等から日本株を除外する傾向が続いているところでございまして、我が国の資本市場全体を見た打ち手が求められている状況でございます。

全体像として、2年前にコーポレートガバナンス・コードが改定されまして、企業の知財投資に関する情報の開示、また、取締役会の監督が明記されました。これを受けて、昨年の1月ですが、我々で知財・無形資産ガバナンスガイドラインのバージョン1.0で五つの原則、七つのアクションを提示いたしました。

今回、その後の検討会での有識者の議論を踏まえまして、知財・無形資産ガバナンスガイドラインのバージョン2.0に改訂し、コミュニケーション・フレームワーク、投資家の役割を明確化したところでございます。

右側を見ていただきますと、金融機関に対する事業性評価というところで、必ずしも有形資産がないような場合でも融資を可能とするような事業成長担保権についても、今、金

融庁で議論しているところでございます。

次にガバナンスガイドライン2.0の全体像です。五つのプリンシプル、七つのアクション、今回、バージョン2.0で企業と投資家・金融機関間のコミュニケーション・フレームワークを追加したところでございます。

1年前の策定した際の問題意識としましては、そもそも事業会社における経営戦略の重要性の認識不足、または認識はしていても、知財・無形資産の開示内容、ガバナンスの不十分さ、そこまでできていたとしても、投資家との対話がしっかりできていない、こうした課題認識に基づきまして、五つのプリンシプルと七つのアクションを定めてきたところでございます。

ポイントとしては、価格決定力、ゲームチェンジに続けて、先ほどのマークアップ率になるような製品・サービスの差別化をしていくこと、あとは費用ではなく、資産の形成として捉える、ロジック、ストーリーとして開示・発信する、という点です。

七つのアクションにつきましても、記載のとおりでございますが、バックキャスト型での戦略構築が求められているところでございます。

戦略構築の流れといたしましては、まずそもそも自社の現状のビジネスモデルの強みとなる知財・無形資産の把握・分析。

2番目に知財・無形資産を活用した持続的成長につながるビジネスモデルの検討。

3番目として、その差分を埋める競争優位を支える知財・無形資産の維持・強化に向けた戦略の構築、こうしたことが全体的な流れでございます。

今回、ガイドラインのバージョン1.0を公表した後に見えてきた課題が大きく三つございまして、1番目が企業と投資家との思考構造のギャップ、2番目が企業自身によるイノベーション創出力の低下、3番目が資本・金融市場における投資家の役割の不明確さといったところをどう埋めるのか、検討会でも議論したところでございます。

その上でポイントが五つありますが、特に1番目、2番目辺りをお伝えいたしますと、まず企業からの説明としては、強い知財・無形資産を持っているという説明があるのですが、投資家・金融機関から見ると、知財・無形資産がどのようなつながり、因果パスを持って、きちっと企業価値の向上につながるかという説明が足りないというギャップです。

2番目に、企業は優れた知財・無形資産を説明しているのですが、投資家・金融機関から見ると、それがいつ、どの程度の財務上のインパクトが出るのか分からない。

こういったギャップを埋めるためのフレームワークとしまして、今回、コミュニケーション・フレームワークを提示いたしました。

1番目としては、現状のAs Isから将来のTo Beに向かって、知財・無形資産投資戦略を使って、どのようなストーリーで目標を達成していくのか。

次に、知財・無形資産投資をどのように利益の創造、企業価値の向上につなげていくかという因果パス。

また、ROICなどの経営指標とひもづけて説明する、こういったものでございます。

具体例につきましては、11ページ、12ページ、13ページのそれぞれにございます。

あとは、スタートアップ等とのオープンイノベーションによる自社の知財・無形資産の価値の最大化でございます。

S&P500を見ますと、研究開発に力を入れている企業が非連続型の研究開発に対する比率が高く、こうした企業は、企業価値に対する影響も非常に大きい効果があるのに対して、右側の円グラフを見ていただきますと、日本の企業の研究開発の内訳では、既存技術の改良型の研究開発の比率が高くなっています。それが企業価値にも影響があると考えております。

加えまして、スタートアップへのアセット提供によるイノベーション競争と大企業の経営変革の推進でございます。大企業の中では必ずしも使い切れていない知財、人材、経営資源を切り出して、それをスタートアップとつながることによって、企業価値を向上していく。

さらにビジネスが成長したものを場合によってライセンスを受けたり、M&Aもするといったこともございますが、特にスタートアップ起点での価値創造型の連携モデルの拡大が求められているところです。

次に、中長期的な運用等に対する金融機関、投資家に対するコミットメントの要請でございます。アセットマネジャーをアクティブ運用、クオント運用、パッシブ運用に分類しておりますが、投資家の思考構造自身の情報を発信してもらうこと、同時に投資家自身の具体行動の原則と結果を報告で出すことが重要だと思っております。

その後、3月31日に東証で発表されましたが、知財・無形資産につながる研究開発などを行うこと、情報開示をしっかりとすることを、今回、プライム市場とスタンダード市場の各企業に求めています。

あとは参考までにロゴマーク及びキャッチコピーの御案内でございます。

また、ここからは、資料3に基づいて説明をいたします。お手元にあります資料3を御覧いただきながら、説明を聞いていただければと思います。よろしくお願いいたします。

最初に申し上げましたが、画面投影はできない資料ですので、ここについての御理解をよろしくお願いいたします。

まず目次の「はじめに」を見ていただきますと、基本認識の後の3番目でございますが、知財戦略の重点分野9施策についての説明がございます。

1ページの基本認識を御覧ください。1ページ目のグラフですが、今、グローバルイノベーションインデックスにおきまして、昨年同様13位と横ばいになっています。

2ページを御覧いただきますと、国境を越えた商標と特許の出願数ということで、日本の特許の出願数というのが圧倒的に多くなっておりまして、グラフの示すメッセージとしましては、日本は技術力に強みを持つものの、ブランディングに値するような新製品や新サービスを創造する力が他の主要国より不足している可能性が考えられると思います。

同じく下の(3)研究開発費の低迷でございますが、これも3ページ目を見ていただき

ますと、主要国における研究開発費の推移、先ほどのグラフでございますが、十分とは言えない状況です。

同じく3ページの2.の(1)オープンイノベーションの必要性のところでございますが、日本企業のオープンイノベーションの取組というのは、欧米企業と比べて相対的に低いこと、あとは先ほど申し上げましたリスクの高い研究開発の取組割合が低い状況になっております。

こういった中で、4ページの下半分に書いてありますが、必要な経営資源を短期間で自社だけで作り出すことは難しい中で、エコシステムを形成しながら、オープンイノベーションを進めていくことが肝要だと思っております。

5ページ目、マークアップ率の引上げにつきましては、先ほど説明済みですので、ここは割愛いたします。

次に、(3)の著作権についてです。国際収支を見ていただきますと、著作権は支払超が続いております。こういった中で、我が国のコンテンツ産業が世界の旺盛なコンテンツ需要、輸出機会を捉えていくために、ビジネスモデルの転換を進めることが重要だと考えております。

7ページを御覧ください。ポストコロナに向けた訪日観光客の回復、農林水産品等の輸出の増加でございますが、特に今年につきましては、訪日外国人の数が増えてまいりまして、2,000万人に達する見込みです。農林水産品・食品の輸出額についても、10年以上にわたり過去最高を更新しています。

次に、具体的な施策について御説明いたします。

8ページを御覧ください。1番目、多様なプレーヤーが対等に参画できるオープンイノベーションに対応した知財の活用でございます。ポイントを黄色でハイライトしています。

9行目に書いておりますように、自前主義ではなくて、オープンイノベーションが重要であること。

さらにオープンイノベーションの意義といたしまして、16行目にありますように、他の参画者による知財の応用に関する情報を早期に入手することができる、また、20行目にあるように、自らのアイデアと他者のアイデアを組み合わせることにより、シナジー効果で予想外に価値が高まることも専門家から指摘されております。

9ページを御覧ください。政府全体で見ましても、スタートアップ育成5か年計画を昨年11月にまとめたところでございますが、その中でも日本にスタートアップを生み出すためのエコシステムの創出の重要性が指摘されております。

その中でも第一の柱として人材・ネットワークの構築が掲げられておりますが、先ほど御説明いたしました大学知財ガバナンスガイドラインを策定・公表したところでございます。

同じく5か年計画の第三の柱として、オープンイノベーションの重要性について説明されておりますが、対応する知財・無形資産ガバナンスガイドラインを作成したところす。

ここから各論ですが、まず（１）大学における研究成果の社会実装機会の最大化でございます。

10ページを御覧ください。この図を見ていただきますと、大学を中心とするエコシステムの図がございますが、エコシステム全体で知財の社会実装機会の最大化、資金の好循環を図ることが重要です。

同じく16行目、17行目ですが、こういったエコシステムを運営するに当たりましては、ほかのステークホルダーとの信頼関係、説明責任を果たし合う関係を構築できるかどうか鍵となってまいります。

11ページ目を御覧ください。ここを見ていただきますと、大学知財ガバナンスガイドラインに対するポイントが書いてありますが、先ほどガイドラインの説明をしましたので、説明を割愛いたします。

14ページを御覧ください。21行目ですが、大学の国際出願支援の強化についてです。

ここに関しましては、次の15ページを見ていただきますと、ここに図がございます。PCT国際出願の公開件数上位30位にランクインした国内外の大学というところです。この中で日本は僅か3校しか入っておりませんが、数の多寡もそうですけれども、大学知財ガバナンスガイドラインの説明にもあったとおり、海外も含めたマーケティングに基づく社会実装を考えているか、その観点が重要だと考えております。

こうしたことを受けまして、施策の方向性ですが、15ページを御覧ください。大学知財ガバナンスガイドラインの策定・公表を御説明しましたが、国際卓越研究大学に対する認定の際の要件として使うですとか、地域中核の補正予算2,000億円の基金の事業の執行に当たりまして、文科省、経産省と共に連携しながら活用していきたいと考えております。同じく大学の海外出願に対する支援も強化していきたいと考えております。

16ページの（２）のスタートアップとの連携促進でございます。知財・無形資産ガバナンスガイドラインの中でも重要性を指摘したところがございますが、27行目、経団連が今年の1月に発表いたしましたスタートアップフレンドリースコアリングシステムという取組を進めております。こういった動きが経済社会全体で動くことが非常に重要と考えております。

17ページを御覧ください。スタートアップエコシステムの構築で、知財戦略支援人材についてです。スタートアップにとって将来のビジネス展開を見据えた知財戦略を構築することが重要で、人・物・金の全てが足りないと言われているスタートアップの知財戦略でございます。

18ページ目を見ていただきますと、それに対する人材育成につきましては、例えば特許庁が実施しておりますIPASという支援策に加えまして、2022年度より日本弁理士会と日本ベンチャーキャピタル協会でも組織的な連携を進められています。

加えて、18行目にありますように、大企業の人材の兼業や副業、あとはシニア人材の活用も非常に重要なテーマでございます。

22行目のマッチングエコシステムの構築ですが、大企業や大学に蓄積されている知財の見える化を進めるとともに、これをスタートアップに効果的にマッチングできる仕組みを整備することが必要であります。

19ページ目以降を見ていただきますと、こういった問題意識に対応する施策の方向性を記載しています。

20ページ目の（４）を御覧ください。バリューチェーン型オープンイノベーションの推進に向けた知財・無形資産の流通・利活用環境の整備でございます。ここにつきましては、27行目にあるようにカーボンニュートラルに関する取組、加えて、循環経済に対する取組もヨーロッパを中心として世界的に進んでいます。

21ページ目を御覧ください。ここでポイントとなりますのは、各企業が個別にカーボンニュートラルの取組を進めた場合においては、個別にはできるかもしれませんが、バリューチェーン全体について、必ずしも最適化が図られるわけではないという点です。

22ページ目を御覧ください。こういったバリューチェーン全体での最適に当たっては、バリューチェーン全体での知財や無形資産を共有・俯瞰していく必要があると考えております。

23ページ目を御覧いただきますと、こういった問題意識の下、具体的にカーボンニュートラルやサーキュラーエコノミーについて、どのような問題が知財・無形資産ガバナンス上の課題があるかという点についても、中期的なテーマとして検討していきたいと考えております。

24ページを御覧ください。AI時代における知財の役割でございます。最近、報道でも毎日出ておりますが、特にポイントとなりますのは、24ページ目の9行目、画像生成の分野については、Stable Diffusionが公開されたこと、そして、24行目を見ていただきますと、文章生成については、ChatGPTの試行版が作成されたところで、公開から2か月でアクティブユーザーが1億人という報道も出ています。

25ページを御覧ください。特に知財推進計画の中では、AIと著作権、AIと発明についての論点があります。

（１）はAIと著作権です。10行目にありますように、2016年から2017年にかけて、知財戦略本部の下に設けられた新たな情報財検討会でも検討されてきました。そこでもAIと著作権の観点では、三つの論点が整理されておりました。

1番目、まずAI生成物の著作物性についてですが、創作的意図があり、創作的寄与があれば、AI生成物には著作物性が認められる。他方、簡単な指示にとどまる場合には、著作物とは認められない。具体的にどのような創作的寄与があれば、著作物性を肯定されるか、こういうところが一つの論点でございます。

2番目、26行目にあります学習用データとして使われた著作物に類似したAI生成物が出力された場合、これが著作権侵害と判断されるためには、依拠性、類似性が必要となってきましたが、こういった依拠や責任の考え方があるのか、そこが論点の2番目でございます。

ます。

3番目、AIが学習するデータの収集・利用等の行為についてですが、これは2018年の著作権法の改正に基づきまして、いわゆる柔軟な権利制限規定を整備しまして、基本的には著作権の権利制限が及び、利用者が自由に使うことが決められました。

他方、ただし書の規定により、著作権者の利益を不当に害することとなる場合には、この権利制限規定が適用されないことも同時に決めておりまして、利用者と権利者のバランスを取っているところでございます。

26ページの2行目に書いてあるとおり、不当に害することとなる要件に該当する場合の議論はございます。実際に報告書をまとめられてから6年たちましたが、今や人間による創作と区別がつかないようなAI生成物が社会全体で生み出されている状況になっておりまして、AI生成物の著作権性、AI生成物による著作権侵害の成否、学習用データとしての著作物利用の適切な取扱いをめぐる論点、こういったものにつきまして、具体的な事例に即して整理し、考え方を明確化していくことが必要かと考えております。

同じく26ページの(2) AIと発明の関係でございます。同じく報告書の中でも言及されていますが、特許庁では、AI関連技術に関する特許審査事例の公表等の取組を行ってきました。

その上で27ページ目を御覧ください。27行目に書いてありますとおり、そもそも発明として認められるための新規性・進歩性の基準を満たす必要がございますが、特に進歩性の判断につきましては、実際にどの程度AIが普及をしたときに、何ができると進歩性の判断基準を満たすことができるのかという意味で、28ページに書いてありますように、AIを活用した発明について、適切に進歩性の判断を行う必要があると考えております。

その上で具体的な施策の方向性としては、29ページ目を見ていただきますと、進歩性等の特許審査実務上の課題、こういったものを諸外国の観点も含め整備していくことなどを考えています。

30ページ目を御覧ください。知財・無形資産の投資、利活用促進のメカニズムの強化でございます。最初については、先ほどのガイドラインの説明にありましたので、31ページ目を御覧ください。SX、サステナビリティ・トランスフォーメーションに対する課題がございまして、今後、SXを実現することに向けましては、31ページの17行目にあるとおり、経営資源、特に知的財産を含む無形資産を活用した競争優位の源泉とすることが重要になっております。

32ページを御覧ください。国際的な動向でございます。IFRS財団からISSBの公開素案が提示されたこと、また、ISSBにつきましても、無形資産に関するプロジェクトが決定され、投資家組織であるPRIについても、無形資産の重要性についての情報開示等が求められているところでございます。こうしたように、企業や投資家はサステナビリティや非財務情報に対する対応が一段と強く求められています。

32ページの31行目にジャパン・パッシングについては、説明を飛ばします。

その上で次につきましては、37ページを御覧ください。26行目、中小企業・スタートアップの知財・無形資産の投資・活用でございます。ここに関して最近の動きとしましては、38ページ目を見ていただきますと、現在、金融庁で検討している事業成長担保権に向けて、今年の2月に報告書を取りまとめられたところでございます。

同じく11行目にあります経営デザインシートですけれども、商工中金において全店での活用などされております。こうした中小企業にとっても活用しやすいルール of 浸透が求められているところでございます。

次に39ページを御覧ください。4行目、研究開発投資及び創出された知財の活用の促進であります。5行目、6行目に書いてございますが、研究開発投資の結果、生み出された技術・アイデアを製品・サービスに結実させ、社会実装することは市場の創造や社会的課題の解決につながる意味で大変重要です。

40ページを御覧ください。7行目、企業内で研究開発投資の生産性を可視化し、研究開発投資の生産性の可視化が実現すれば、企業の財源が限られていても、効果的な研究開発投資を行い、企業の成長につなげることが可能となります。その上で諸外国と比較しながら、必要なインセンティブ制度をつける必要があると考えております。

43ページを御覧ください。標準の戦略的活用の推進でございます。我が国の経営戦略としての国際標準の戦略的な活用についての重要性について説明をしておりますが、特にポイントとしては、44ページ2行目以降、黄色でハイライトされているところでございますが、我が国の企業が欧米のグローバル企業並みに市場形成や産業創出の構想能力を高め、経営戦略として国際標準を戦略的に活用する国際標準戦略の取組がますます必要になっているところでございます。民間企業の取組だけではなくて、政府としても支援をする必要があると考えております。

45ページを御覧ください。標準におけるエコシステムの整備についての図ですが、民間企業の取組はもちろんですけれども、標準化機関、認証機関、ロビイングファーム、アカデミアなど、いろいろなサポートを借りながら、エコシステムを整備していくこととなりますが、これも国の支援する研究開発プロジェクトと連動しながら、こういったエコシステムの構築が重要だと考えております。

特に45ページでございますが、23行目、政府CSOのような有識者、専門家が領域ごとの評価、指導を行うような体制が必要になると考えています。

施策の方向性としては、分野ごとの標準戦略はもちろんなのですが、大きな国際的な標準戦略をしっかりとつくれるような仕組みづくりが重要と考えております。

49ページを御覧ください。デジタル社会の実現に向けたデータ流通・利活用環境の整備についてでございます。

現状と課題は49ページの9行目にありますように、包括的なデータ戦略、あとはデジタル社会の実現に向けた重点計画を政府全体で策定しています。この中で大きくテーマが三つございます。

1 番目、データ取扱ルールです。我が国においては、必ずしも生成、収集、利活用など、全ての側面について環境整備が十分とは言えない状況でございました。ヨーロッパなど、ほかの国の状況を見ながら、50ページでございますけれども、昨年3月にルール実装ガイドダンスを策定したところです。

51ページ、現在、準公共分野または相互連携分野等の重点分野におきまして、様々なルール実装が進められているところでございます。

52ページ32行目、研究データでございます。ここで我が国は社会全体でのデジタル化、社会的なオープンサイエンスの潮流を捉えた研究のDXを進めているところでございます。

具体的に53ページを見ていただきますと、政府の統合イノベーション戦略推進会議で基本的な考え方をまとめましたが、大学、公募型の研究資金について目標を立てて、着実に進めているところでございます。

53ページ29行目ですが、昨年の12月に日本学術会議から考え方が示されまして、それに基づきまして、今、内閣府でもムーンショット型研究開発制度におけるデータマネジメントなどを進めているところでございます。

3 番目の項目として、限定提供データでございます。先ほど来の新たな情報財検討会でも指摘がされていますが、その後2018年5月に不正競争防止法が改正されまして、悪質性の高いデータの不正取得・使用等を法律に基づく不正競争として限定提供データを位置づけたところでございます。

他方、54ページの下の方を見ていただきますと、現行法の営業秘密の間に緑色の「隙間」がございますが、必ずしも保護されていなかった法的な隙間がございます。通常国会において不正競争防止法等の改正法が提出されています。55ページにありますように、これにより、努力して秘密管理がされている情報が適切に保護されることが期待されています。

57ページを御覧ください。デジタル時代のコンテンツ戦略に関する説明です。7行目、コンテンツは、デジタル経済の主要な中間財として、ほかのものやサービスと結びつき、様々な周辺分野にも需要を誘導するゲートウエーとして機能していくような、非常に重要な機能を果たしています。

各論としまして、(1) コンテンツ産業の構造転換と競争力強化です。デジタル・ネットワーク化の潮流というのは、コロナの前からも起きておりましたが、デジタル化の動きが進みまして、コンテンツ市場のボーダレス化・グローバル化、良いコンテンツは世界で売れるチャンスを拡大している、こういう状況でございます。

58ページ15行目、世界のコンテンツ市場が大きく拡大している中において、日本のコンテンツ市場の成長が止まっておりまして、相対的に日本のコンテンツの存在感も低下してきております。

同時にボーダレス化によって、海外事業者の日本市場への進出も進んできているところでございます。こういったプラットフォームのサービスというのは、我が国の国内でもシェアを伸ばしております。

他方、日本国内を見ますと、日本国内向けのビジネスモデルが主流になっており、海外展開を視野に入れた作品づくりは限定している状況です。

59ページ、デジタル時代に対応した産業構造転換の遅れが成長に限界をもたらす要因となっていると思います。

そういった観点では、7行目、世界市場を前提としたビジネスモデルへの転換、世界の成長力を取り込むことが不可欠になり、そのためには世界水準の作品づくり、販売力の強化が必要になってくると思います。

加えて、27行目ですが、世界規模のプレーヤーと適切な関係を築き、それらが提供する販売ルートや制作資源を有効に活用することも重要と考えております。

60ページ13行目、メディアの壁を越える事業展開を見据えた構造展開が不可避であり、これに向けた民間側の行動の具体化、そうした民間側の取組の支援も政府が一体となって運用していきたいと考えております。

63ページ、(2) クリエーター主導の促進とクリエイターへの適切な対価還元です。64ページ、我が国の制作環境は必ずしも現場のクリエイターの利益に反映されていないという課題は、前から指摘をされてきたところです。

他方、先ほど申し上げましたデジタル・ネットワーク化の進展というのは、クリエイターにとっても創作環境、収益構造に大きな変化が出てきております。従来のルートを通さなくても、インターネットを通じて直接発信、収益化できるようになっており、クリエイティブ制作層は独立していく流れがございます。そういった意味では、配信プラットフォームの存在感が格段に高まっている状況です。

65ページ、プラットフォーマーは、そもそも豊富な制作資金の提供元になっていて、クリエイターにとっても新たな作品を発表する機会になっておりますが、同時に収益分配については、プロセスが必ずしも透明ではなく、不透明で、また、バリューギャップもあるといった問題点も指摘をされているところです。

65ページ22行目、クリエイターへの適切な対価還元に向け、プラットフォーマーの役割にも留意しながら、適切な対応を検討していくことが必要だと考えております。

66ページには施策の方向性を具体的に記載しているところでございます。

67ページ、コンテンツ創作の好循環を支える著作権制度・政策の改革でございます。通常国会に著作権法の改正を提出していますが、簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度実現のための法改正です。その中には67ページ32行目、著作権者の探索のための分野横断的な権利情報データベースの構築についても、必要性を説明してきたところでございます。

68ページ目を御覧ください。このデータベースを運用することに加えまして、26行目、文化庁の長官の登録を受けた機関、窓口組織が新たな裁定制度の申請受付、要件確認等の手続を行うこととされておりますが、こういった手続をつくるところと、先ほど申し上げました情報検索システムの構築が非常に重要でありまして、このシステムをしっかりと関

係する方々の協力を得ながら、構築、運用していくことが重要だと考えております。

69ページ以降には、具体的な施策の方向性を記載しています。

70ページ、デジタルアーカイブ社会の実現でございます。これまでもジャパンサーチを核とした活動をしてきたところですが、71ページ、下のほうですが、いわゆる商用コンテンツの連携が限定的となってきたものですが、今後は商用コンテンツを含めたコンテンツ情報の見える化の促進などを進めていく必要があると考えております。

74ページ、海賊版・模倣品対策の強化でございます。前回の構想委員会でもお話をいたしました海賊版のサイト上位10サイトに関するアクセス数は、一番ひどいときには月間4億アクセスあったものが2億アクセス程度で推移しているところではあります。

75ページ、これまで政府におきましても、インターネット上の海賊版に対する総合的な対策やメニューをつくって、実行してきていますが、この効果を検証しながら取組を推進しているところではあります。引き続き海賊版サイトに対する対策強化を図っていきたいと考えております。

具体的な施策の方向性につきましては、76ページの10行目以降に記載のとおりです。

78ページ、中小企業、地方、農林水産業分野の知財活用強化についてです。

(1) 中小企業、地方の知財活用支援ですが、最近の動きといたしましては、17行目、特許庁、INPIT、弁理士会、日本商工会議所の間で知財経営支援ネットワークを構築するために、4者で今年の3月に共同宣言を行ったと承知しております。

79ページ27行目にハイライトしておりますが、現在、特許庁で第3次地域知財活性化行動計画を公表予定で、計画の具体的な支援策を準備していると伺っております。

80ページ、(2) 中小企業の知財取引の適正化でございます。ここについては、説明を割愛いたします。

(3) 農林水産業分野の知的財産活用強化でございます。81ページ34行目でございますが、我が国で開発された優良品種の海外流通品、こういったものと日本産品が競合する事案など、ゆゆしき事態が出てきております。

その上で、最近の動きとしまして、82ページ、現在、農林水産省で、25行目にありますような知的財産権を管理し、ライセンスや侵害の監視・対応を行うような育成者権管理機関について、有識者会議での昨年12月の指摘を踏まえて、現在、農研機構の中に準備態勢を整える動きがあると伺っております。

83ページを御覧いただきますと、水産分野における優良系統の保護に対するガイドライン、また、養殖業についても営業秘密のガイドラインを策定されたところではあります。

87ページ、8番目の項目として知財活用を支える制度・運用・人材基盤の強化についてです。

(1) インフラ整備ですが、29行目、国際仲裁に関しまして、規律の整備を行ったほか、仲裁法の一部を改正する法律案を公開されたところではあります。また、調停については、35行目以降の記載のとおりです。

88ページ21行目以下、ここについては、最近の動きとしまして標準必須特許の紛争解決のルール形成をめぐるグローバルな動きが非常に激化をしております。例えば中国においては、中国国外での司法救済の追求を禁止する禁訴令を裁判所が頻発しているところでして、これを欧州委員会が中国に対してWTO協定に基づく協議要請を行い、今年の1月にパネルを設置するなど、通商問題に発展しているところでございます。

89ページ、(2) 知的財産権に係る審査基盤の強化であります。産業競争力の向上のためには、質の高い審査を通じて、革新的技術に対していち早く権利を付与するということが不可欠でございます。これまでも具体的な通知期間を設定しまして、特許庁では、強く・広く・役立つ特許権を推進してきたものです。

他方、最近の動きとしまして、90ページを御覧いただきますと、PCT国際出願の増加、さらには外国文献の増加、一つ当たりの出願に含まれる発明数の増大、こういったもので非常に業務負担が増加の一方ですが、AI技術の活用などしながら、業務の効率化を図り、現在のようなしっかりとした審査体制を維持していく必要があるものと考えております。

91ページ、施策の方向性に書いてあるような数値目標も維持しながら、必要な審査体制を整備することを書いていただいております。

92ページ、(3) 知財を創造・活用する人材の育成であります。32行目以下でハイライトしておりますが、ダイバーシティ、インクルージョンが注目されています。日本弁理士会においては、今年の1月にダイバーシティ&インクルージョン推進宣言を行う、また、WIPOについても記念するイベントを行うなど、こういった動きが活発化しているものと承知しております。

94ページ、クールジャパン戦略の本格機動と進化というところです。冒頭にお話をしましたが、新型コロナに係る行動制限や入国制限が大幅に緩和されてきたところで、こういった動きもでございます。加えて、17行目、2025年の大阪・関西万博が具体的に見えてきているところでございます。少しずつアフターコロナというべき日常が到来しているところでございまして、この中でクールジャパン戦略に再度力を入れて加速化していきたいと考えております。

具体的には96ページ目を御覧ください。19行目の(1) CJ戦略の本格稼働・進化のための三つの手法と書いてあります。

1番目として、常に進化するクールジャパン、埋もれた日本の魅力の発掘。

98ページ、二番目に地域が主役のクールジャパン、その地域にしかないオンリーワンの磨き上げと記載しています。

ここにつきましては、今年の1月にニューヨークタイムズが発表した2023年に行くべき52か所の中で、岩手県の盛岡市が選ばれております。ロンドンに次いで2番目に紹介されたところで、いわゆるゴールドルートから離れた地方都市が世界から注目されたことは、ほかの地方都市にも特に大きな示唆、勇気を与えているものと考えております。

99ページを御覧ください。ポイントとしましては、第一に東京のものまねに陥らない。
2番目に地方都市の中での横並びに陥らない。

3番目に何もないと諦めない。この三つがポイントでございます。

加えて、大切なことは、地方都市の内外でのネットワークを構築していくこととなっております。

101ページを御覧ください。3番目の柱ですが、人が主役のクールジャパン、クールジャパンの担い手同士のネットワークの構築とあります。ここににつきましては、今まで知財推進事務局におきましても、クールジャパンの担い手によるネットワークの構築は重要な課題として考え、プラットフォームを形成し、必要な表彰などを取り組んできているところでございますが、今後も民間を主体としたクールジャパンの取組が定着するように支援をしっかりと進めていきたいと考えております。

施策の方向性について、特にポイントとしまして、105ページ10行目、世界的に持続可能な観光、サステナブルツーリズムに対する注目が集まっているところでございますが、クールジャパンとしてもしっかりと注力していきたいと考えております。

方向性のもう一つとしましては、107ページ27行目、地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりに向けて、全国で10か所程度のモデル観光地を進めていく。こういった話についても、しっかりと取組を進めていきたいと考えているところでございます。

事務局からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局から御説明がありました内容について、御発言を頂きたいと思っております。あと60分ぐらいの時間がありますので、御発言をいただければと思っております。

今、17人御参加していて、もう一人入ってこられると思っておりますが、18人となり、できるだけ全員の委員の皆さんから御発言をいただければと思っております。

御発言の方は、挙手ボタンをお願いできればと思っておりますが、いかがでしょうか。翁委員、お願いいたします。

○池谷参事官 座長、大変申し訳ありません。実は今日参加の委員の中で加藤委員がどうしても時間の関係で後半は都合が悪いということで、加藤委員、その後に翁委員という順番で始めていただけると助かります。よろしく願いします。

○渡部座長 加藤委員、お願いいたします。

○加藤委員 ありがとうございます。都合で早退いたします。

私の立場から言いますと、オープンイノベーションの促進のところ非常に気になっております。いろいろな施策を打たれるということで御説明いただいたのですけれども、現場での課題はレフリー機能が必要だと思っております。レフリーというのは、大企業とスタートアップの間、連携は進んでいくのだと思うのですけれども、どうしても資本を持っているほうが知財とか、アイデアに対しても強い意見を持って権利を持ってしまうというところが、日本のオープンイノベーションが進まない弱さだと思っております。

背景としては、勘違いというのでしょうか、いろいろな施策を取られるときに大企業に優秀な人がいて、スタートアップに優秀な人が集まっていないという前提があるのではないかと考えています。大きな勘違いでして、スタートアップに優秀な人がいて、その方を大企業や行政などを含めてサポートしていくという考え方で政策をつくっていかないと、いつまでたっても進まないということが感じているところです。

対策としては、本気の人を権限をしっかりと持つということができるような知財の先生方とか、チームを組んでいらっしゃるといことなので、そこのレフリー機能をしっかりと発揮してもらいたいというのが一つです。

もう一つは、シニアや大企業の人材をスタートアップへという施策はあるのですけれども、ここもシニア層でいいますと、現場へ行くと、ウェブコミュニケーションのリスクリングが必要だと思えますので、そこで、大企業の方々のスタートアップへの送り出しも、先ほど言ったとおり、スタートアップのほうが優秀な人は多いものですから、ある程度の訓練を1回きちんと受けて、特にデザイン思考とか、決断の訓練です。何をもってどう決断するのかという訓練を受けて、スタートアップに出てくるという、ステップアップになりますので、ステップアップの部分のリスクリングのプロセスを踏まれると、より連携が進むのではないかと考えております。

以上です。ありがとうございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

翁委員、お願いいたします。

○翁委員 3点、申し上げたいと思います。

一つ目は、今、加藤委員もおっしゃったスタートアップエコシステムのところですが、ここが弱いので、ここをしっかりと評価していくことはとても大事だと思っております。人材データベースをつくって見える化する、マッチングサポートと書いていますが、どの機能についてもしっかりと強化することが大事だと思えます。

今、ばらばらに動いている特許庁や弁理士会、ベンチャーキャピタルの動きなども、できるだけネットワーク化して、一つに集中してスタートアップを支援できるような体制をつくっていくことも非常に重要だと思っております。グローバルな視点でやっていくことも大事で、経済安全保障に気をつけながら、こういったグローバルな視野も入れたスタートアップエコシステムをつくっていくことが大事というのが1点目です。

2点目は、金融市場のところでございますが、先ほども少し御紹介がありましたけれども、上場企業のうちPBRが1倍割れというのが4割の状況になっておりまして、東証からも資本コストと株価を意識した経営が大事で、そこに持続的成長の実現に向けて、知財や無形資産の創出につながる研究開発投資が大事であることをしっかりと指摘しており、それを上場企業も受け止めて、1以上という機運になってきております。そういった機運と併せるような形でPBRを上げていくことと、知財の関係がこういうことなのだという事も書き込んでいただくことが大事だと思っております。

また、株主との対話の推進の重要性も金融市場では受け止めておりまして、指摘されていたような投資家の認識とか、投資家の役割の重要性を書くことも非常に重要ではないかと思っております。

3点目は、生成AIの観点ですが、私はエコノミストの視点から見ておりまして、今、深刻な人手不足になってきておりまして、生成AIというのは、人間が行っている仕事の多くをほかに代替する可能性も秘めておりまして、うまく使えばですが、生産性向上に活用できることも予想されることだと思っております。

これらの効果的な活動が大事で、その環境整備が重要だと思っております。技術開発の促進と実用の潜在的な広がりなどを念頭に置いて、国際的な議論も踏まえて、こういった著作権との関係などの課題を整理して、考え方を示していただくことが大事だと思っております。AI分野の新しいイノベーションが日本発で次々と起こるような環境整備と支援もぜひ行っていただきたいと思っております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

竹中委員、お願いできますでしょうか。

○竹中委員 ありがとうございます。

2点、発言をさせていただきたいと思えます。

1点目は、大学知財ガバナンスについてであります。大学と企業の共同開発については、前年までの検討でも大学帰属をプリンシプルとすべきというお話だったのですが、それがなかなか難しいということで、共有のプリンシプルにしても、共同研究成果の共有者である企業が実施しない場合には、第三者にライセンスできるようにするというので、それが入ったこと、それが明確になったことは、非常に喜ばしいと思えます。ただ、今の表現では、アメリカの強制実施権と比べると表現が弱いので、企業が一定期間内に発明を実施すべきインセンティブが弱過ぎるのではないかと危惧している点であります。

2点目は、クールジャパンですけれども、ちょうど先月、リヨン大学で集中講義をやる機会がありまして、そのときにフランス人の知財法の先生方とお話をされていて、今や日本はハイテックよりも食ですとか、漫画で知られているのだという印象を持ちました。それにもかかわらず、欧米に行きますと、日本以外のアジア企業によって日本料理屋が経営されていたり、日本料理の宅配サービスなどもありまして、日本の和食からはかけ離れているようなものがあります。

また、中国や韓国は、今、漫画業界にも力を入れているので、K-POPに日本のJ-POPが追い越されたようなことが同じように起こるのではないかと、フランスの先生方とも話をしたところであります。クールジャパンを通して日本企業が世界展開できるように、ほかのアジア企業との競争に負けないようにということを願っています。

また、地方の食材ですとか、手作業によるクラフトについても、欧州では地理的表示を使って、非常に強く保護しているのですけれども、日本に導入された地理的表示というの

は、どうもそういうカルチャーの保護の観点が弱いのではないかと感じております。そこらももう少し考慮していただければと思います。

以上です。ありがとうございました。

○渡部座長 ありがとうございました。

続いて、波多野委員、お願いいたします。

○波多野委員 御説明ありがとうございます。

大学の現場研究者の立場から御意見を申し上げたいと思います。大学の知財ガバナンスガイドラインにつきましては、イノベーションエコシステムがさらに発展、加速することを大いに期待しています。大学と企業、そして、スタートアップの有機的な循環で、高いレベルの研究成果が社会実装される機運が高まると考えます。

さらに国際卓越や地域中核研究大学などの施策によって加速することを期待します。特に私も現場におりますと、最近、博士学生がスタートアップをキャリアパスとして捉えておりますので、その知財というところを国としての伴走も必要と考えています。

東工大におきましても、共同研究の成果である知財の権利者の企業と協議しながら柔軟に設定すること、そして、大学の研究成果の社会実装に取り組んでいるところでございます。何を申しましても、大学の知恵の価値を適切に評価することがエコシステムの循環を前提としております。大学の研究者の価値、研究成果の価値を高く評価していただいた上で、知財の対価とするという姿勢がガイドラインをきっかけに高まることを期待しています。

さらにエコシステムの中でステークホルダー間の対話を国際的なレベルで実現できるよいうという期待もありましたが、日本からの貢献が極めて重要になってくると考えています。特にスタートアップは、いかにグローバルに展開できるか。先ほど翁委員からも御意見がありましたように、これが非常に鍵になってくると考えます。

例えば国が施策しておりますグローバルスタートアップ構想などの施策や海外企業との協働、受託研究の知財は、我々も未知のところがございますので、重要と予測します。特に大学は、アウトバウンド型のオープンイノベーションを組織的に推進していく必要があるのではと考えておまして、これによって大学としてグローバルに有効な特許がいかに足りないか、どの分野で足りないのか、大学としての気づきになると思いますし、世界に伍する研究大学の強化のフィードバックにもつながると思っています。

その際、以前から問題視されています国際出願の費用に問題でございますが、15ページに記載されていますように、支援事業が開始され、大変ありがたいと思っております。特に特許庁で行われている大学などの海外特許出願に対する出願費用のみならず、今年度は中間の費用も支援するということが開始されていると伺っています。これが永続的にさらにスタートアップのみならず、大学全体にも広がって、大学の特許に対する海外出願の費用の支援が広まっていくといいと考えています。特許出願の効率化は、非常に重要だと考えておまして、これが研究時間の削減の抑制にもつながると思っています。

国際標準に関しましても、エコシステム形成が急務と捉えておりまして、特に今後は軽罪安全保障ともつながってきますので、その観点からもますます重要になってくると考えております。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

続いて、田路委員、お願いいたします。

○田路委員 ありがとうございます。

まず知財を軸にお話ししたいところがありまして、大学知財ガバナンスガイドラインという非常にすばらしい方針が提示されていると思うのですけれども、これを一般の知財ベンチャーにも適用可能な状態にできないかおというのが今日の御提案です。今日のお話の中で、商標と発明の関係を例に取って、日本企業は知財を取ると、サービス化、製品化するのには苦手という話があったと思うのですけれども、その一つに大学だけではなくて、知財ベンチャーです。例えば我々もライセンスを主導的に行っていて、自己実施をしない会社なのですが、自己実施をしない会社の権利を強くしていくところも非常に重要だと思うので、この辺りで先ほど共同研究先の制約をどう取り除くかという話は、一般的な知財ベンチャーにも重要な視点だと思うので、ここを改善していきたいと思っています。これが1点目です。

二つ目は、昨今の資金調達環境の難しさもあって、ディープテックベンチャー、つまり地財をてこに事業を営んでいる会社にとっては、難しい状況が続いていると思っています。どうしても資金調達環境が難しくなると、IPO自体の捉え方も短期化します。短期化すると、事業の蓋然性が証明しにくいディープテックは非常に苦境に陥るという話なので、先ほどスタートアップはグローバル展開が非常に重要という指摘はまさにそのとおりだと思っています。国内で知財戦略を組み立てることと国際的な特許を回していくときの難易度、資金力は全く違うものがあるので、先ほど国際特許に対する支援制度があったと思うのですけれども、それを超えて、国際特許を戦略的に取り組んでいるベンチャーが中間指標として投資家サイドから評価されるような軸を設定してもらえるとよいと思っています。

つまるところ、ベンチャーにとって資金調達は非常に重要なテーマであるものの、ディープテックベンチャーの蓋然性の証明の難しさから来る資金調達の難しさを知財によってどうやって補填するかというところが、私が終始掲げているテーマなので、この辺りについての取組をもう少しインプットしていきたいと思っています。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

続きまして、梅澤委員、お願いいたします。

○梅澤委員 ありがとうございます。

3点提案で、1点コメントです。

提案の一つ目、目次レベルにこだわりたいのですが、現状の目次を見ますと、スタート

アップからのイノベーションというテーマが去年より後退してしまっているように見えます。去年の目次を見ますと、スタートアップ・大学の知財エコシステムの評価が最初に来ています。今年の目標はオープンイノベーションが出ていて、スタートアップや大学はサブ項目に入っています。

提案は、現状の最初の提言を二つに分けて、一つ目は、スタートアップ、大学主導の研究開発型イノベーションの推進という項目にして、二つ目を大企業におけるオープンイノベーションの活性化のような項目にして、再構成したらどうでしょうかというのが1点目です。

2点目の提案は、これも目次レベルで見たときに、コンテンツ戦略のWeb3.0というキーワードであったり、生成AIというキーワードが入っていないのですが、今、コンテンツ戦略を語るときにこの二つを外しては語れないと思います。

Web3.0に関しては、昨年、Web3.0時代を見据えたコンテンツ戦略とサブ項目でうたっていたのですが、Web3.0を取り下げたように見えてしまうので、やめたほうがいいと思います。

生成AIの話が著作権のところで比較的地味に語られているのですが、クリエイター主導の促進をコンテンツ戦略で語るのであれば、特に日本は画像生成AIの利用率も高いので、生成AIをどのように取り込んでいくのかということを経験して、コンテンツ戦略にならないのではないかと感じています。

これに関しては、どういう内容にすべきかというのは、まだ議論が必要だというのはよく理解するのですが、少なくとも6月の段階で掲げるコンテンツ戦略に生成AIの姿があまり見えないというのは厳しいと感じました。

提言の3点目、クールジャパン戦略です。クールジャパンのマネタイズは観光だと強く思っています。そうしますと、文化をコンテンツとして観光に誘因をする、いわゆる文化観光というキーワードを正面に掲げてはいかがでしょうか。文化観光を強化するということが必要になるのは、一つは文化資源の磨き上げ、寺社・仏閣等の文化財の積極的な活用、磨き上げるにしても、文化財を活用するとしても、センスの悪いやり方をすると最悪なので、文化観光に関わるプロデューサーやディレクターの育成が必須になります。

現状、このような仕事は、多くの場合、地方自治体などから旅行会社に丸投げされています。そして、とてもセンスの悪い仕事になされています。ここはしっかりと人材育成をして、文化観光をセンスよくマネタイズできるものとして育てていくことが大事だと感じています。

最後にコメントです。4点目です。4ページに非連続な研究開発が企業価値につながるという分析があります。確かにマクロで見ると、例えばアメリカと日本を比べると、そのような分析にあることは理解するのですが、アメリカの場合、恐らく非連続な研究開発をリードしているのはGAFAdだと思います。アメリカの資本市場において、従来型の大企業に技術ドリブンの非連続イノベーションは期待されていません。新市場開発は、研究

開発によるのではなくて、M&Aによるというのが、アメリカの従来型の大企業に期待されていることだと思います。

果たして日本の従来型の大企業に非連続な研究開発をもっとしろと言って、日本のイノベーション力が高まるのでしょうかというのは、疑問を持っています。このところは、もう少しデータを丁寧に見ていただいて、再検討していただいたほうがいいのではないかと感じたところです。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

久貝委員、お願いいたします。

○久貝委員 ありがとうございます。

4点、申し上げます。

1点目は、79ページに書いていただきました中小企業の知財活用支援ということで、私ども特許庁、INPIT、弁理士会と共同宣言をいたしまして、中小企業の知財を一層創造する、あるいは法を活用するという報告を出しております。

ただ、一部の中小企業は非常に知財意識が高いのですが、地方へ行きますと、弁理士さんもあまりおりませんし、相談する相手もないということでありまして、そういう点について、このような知財計画での内閣、あるいは特許庁、今度、特許庁から計画も出していただけるようではございますけれども、そういうことで引き続きバックアップをお願いしたいというのが1点目でございます。

2点目は、39ページのところで、中小企業を含めた担保の制度の話が出ておりました。事業成長担保権の話がありました。不動産等を持たない中小とか、ベンチャーとか、そういうところの資金調達のために、こういう事業成長性に着目した担保制度を金融庁、総務省がつくるということで、大賛成でございます。

ただ、その下で例えば事業性融資とか、デザインシートとか、これは知財事務局でこういうものを普及させようと随分頑張っていたのは分かるのですが、実際に10年やってどうだったかという、金融機関の中で一部は頑張っていたのはございますけれども、浸透していないのが現実ではないかと思っております。

ここで幾つか、多摩信金とか、静岡などが出ていますけれども、第2地銀で100行ございまして、信金で250ございますので、まだまだ使っておられない銀行が多いことを申し上げておきたいと思っております。

そうなりますと、事業成長担保権も果たして制度ができる前から言うのもなんですが、金融機関が使ってくれるのかどうか担保としての価値があると認めるのかどうか、この辺りについて、ぜひとも内閣府から引き続き御指導をお願いしたいということでございます。

問題は何かというと、特許とか、知財というのは、担保だと言うけれども、実際に債務不履行になったときにその担保権が実行できるのか、そういう知財の取引市場があるのかということがずっと10年以上前から、20年前から問題になっております。その答えがない

ままで新しい制度をつくっても限界があるということも併せて申し上げておきたいと思えます。

3点目は、13ページの大学のご関係でございます。今回のガイドラインで大学の貴重な共有特許をできるだけ有効活用するという趣旨は大賛成ですけれども、まだ実施されない眠っている特許も多いということで、それは分かるのですが、一方におきまして、地方で中小企業が地方の大学と共同研究をして、まだ市場に出せるようなところにまではいけないときに、こういうような方向で、つまり他の第三者に実施させるという政策の方向が強くなっていきます。中小企業はお金がないので、特許を取ったときは必ず実施します。実施できないというのは、例外です。ここに書いてあることは、私どもから言うと違和感がありまして、そういう点について、特に第三者がその会社の競争相手である場合にその第三者が実施することになると、それは何のために共同研究をやったのかとなってきますので、その辺りについても御留意いただきたいと思えます。

最後にここにありませんけれども、幾つかの何人かの委員からおっしゃっていましたが経済安保の観点です。かつて座長もおっしゃっていたと思うのですが、その視点がこの計画書案の中にあまり入っていないのではないかという感じがいたしております。私どもから言いますと、特に重要技術の流出ということで、これは54ページに改正の話が出ておりましたけれども、技術の海外流出は大変懸念が高まっているというのは、かなり一般的な認識ではないか。これを中小企業でも非常に機微な技術を持っているところがありまして、それがいろいろな形で流出していく。サイバーを通じてもあれば、いろいろあります。

そういうことに対する意識喚起といいますか、そういう問題への対応について、いろいろな支援を政府から、あるいは注意喚起とか、そういうものをしていただくことは非常にありがたいというか、重要ではないかと思えます。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

続きまして、福井委員、お願いいたします。

○福井委員 本日も御報告を大変ありがとうございました。権利処理の問題とか、あるいは海賊版対策など、自らも関わっているものも多く、賛同できる点が多々ありました。その上で、三つのコメントを差し上げたいと思えます。

まずは58ページ、59ページ辺りのコンテンツ産業の構造転換についてです。デジタル対応を進める支援とか、あるいは販売力、交渉力の強化という点では、大変賛成です。一方で、世界水準の作品づくりという言葉が登場しまして、また、他の政府系の検討などでもよく世界に通用する作品づくりという言葉を見かけることが少なくない。日本の作品は世界で通用していないのでしょうか、ということが改めて気になったのです。

例えば現在でいうと、『SLAM DUNK』『すずめの戸締まり』は、中国、韓国の興行記録を塗り替え続けています。同時に、そこまで話題になっていませんけれども、『ザ・スーパ

『スーパーマリオブラザーズ・ムービー』が公開されまして、これは公開が19日で、既に全世界の興行収入が1100億円を突破しました。これはどのぐらいかという点、歴代のアニメの世界記録ペースです。舞台版『となりのトトロ』は、演劇王国イギリスで舞台賞を独占しています。特に各国の人々の原体験に日本の作品がなっているという点がすごく強いと感じる点です。作品は世界で通用しているのではないかと、世界水準ではないかと感じるのです。

こういう政府の検討会議では、コンサルの方などがいらっちゃって、提言を伺うことが多いのですが、ハリウッドと韓国がとにかく気になるらしくて、それとの「差分」を取るのです。そして、要するに日本もそこをやれという話を提案されることが多い。例えばファクトリー制・分業制で作品をつくりましょう。しかし、先ほどのような世界に愛されている日本のコンテンツは、割と個人の世界観から出てきたようなものが多い。新海作品などは代表格かもしれません。井上雄彦ももちろんそうですけれども、そういう、世界で愛される作品が生み出されてきた強みを生かしながら、創造の現場が現に困っていることをサポートしてあげるという、そういう視点の施策が重要ではないかと感じるわけです。

その上で、これは6ページにあったコンテンツの使用料収支にも通じるのですが、例えばこんなふうに海外で大ヒットしていて、どの程度日本のクリエイターや創造現場に還元されているのか。それから、日本側が将来のコンテンツ展開の権利をちゃんと契約上確保できているのか、そういうことの検証をこうした場でも行っていくとどうかと感じました。

あと、短く2点です。

25ページのAIと著作権です。2017年までの知財本部の検討委員会は、私も参加いたしましたが、当時の世界に先駆けた検討内容が現実化してきた。そして、同時に懸念や反発を非常に生んでいる。AIによる学習を差し止める米国の裁判の行方は、世界が注視している状況です。こうした中で、開発者や権利者、ユーザーが安心できるようなガイドラインづくりが急務であろう。学習についても、AIによる侵害についても。こんなふうに感じます。

最後です。こうしたAIの学習にとっての良質な学習用データセットが重要であるところ、70ページ以下でデジタルアーカイブの推進について力強い言葉が並んでいること、大変賛成ですし、感謝いたします。さらに必要なのは、横断的なデジタルアーカイブの推進計画、推進を支える政府内の体制、そして、何より日本には存在もしていないデジタルアーカイブの推進法制ではないかと感じるところです。

やや長くなりました。以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

続きまして、田中委員、お願いいたします。

○田中委員 田中です。ありがとうございます。

私からも3点ほど発言をさせていただければと思います。

資料の取りまとめをありがとうございます。どの部分ということではないのですが、

大学も企業も知財にトップが関与する流れを加速すべきだと思います。最高知財担当者、知財に責任を持つ役員が人事異動時に発表されるケースが今、増えてきましたし、また、そのキャリアから上場企業の社長になる人も出てきているという形があります。ビジネス界からも世界に通用する知財のトップスター、才能と知見を有する方々の生のコメントを通して、日本企業が知財に本気で取り組む姿勢を打ち出すことが必要ですし、有効だと思います。

もう一点、大学においては、知財の情報が研究室から学長や理事など経営陣に迅速に上がらないことも多いかと感じています。理事会や役員会、あと、地域の大学ですと、地域の産業界が参加するような会議で主要な議題にならない。知財に関する多様なインセンティブを持っている大学もあるのに、関心の度合いの乖離がもったいないと感じます。大学のトップの関与を促進するようなことが肝要ではないかと思い、意識的に取り組むことができればと思っています。

また、資料の57ページ辺りの、コンテンツ産業の競争力強化について、クリエイターの交渉力や販売力を強化しようということが加えられています。これはまさにそのとおり重要なところで、アーティストやクリエイターがマネジメントを重視し、自分の価値を市場で高める活動は本当に有効で、その意識がとても大事です。しかし、現状では芸術系の大学、音楽、デザイン、アートなどクリエイティブ系の専門学校でもなかなかこれを教えていない、科目としてもまだ薄いというのがあって、中村伊知哉先生の学校はチャレンジされていると思いますが、アーティスト、クリエイターとして世界で活躍するこれからの人材が、マーケティングとか、財務とか、グローバルビジネスとか、経営管理的なことをしっかり勉強するというのを強化すべきだと思います。それとセットだと思います。

また、研究成果を事業化につなげていくために、TLOを知財の管理の機関からマーケティング等を行うような機関にもっと機能強化しようという流れがありますけれども、起業の支援につなげるような好循環を実現していくために必要だと思いますし、また、複数の大学で連携するようなコーディネートのTLOなどが、今、活性化していますが、この発表は共同目標なども掲げて協力して、短期とは言いませんけれども、早く結果を出そうという問題意識が連携で高まる場所があると思っていますので、ここを象徴的に推進していくことが有効だと思います。

もう一点、最後に、今日、日経の記事で読んだのですけれども、WIPOの事務局長が「女性と知財」を切り口として出されていて、これにどう向き合っていくのか。私もまだ具体的なアイデアはないのですけれども、とても重要な観点だと思いますので、今回の中にどのように位置づけるのか、あるいは扱うのかということ、確認させていただければと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○渡部座長 ありがとうございます。

中村委員、よろしくお願いいたします。

○中村委員 中村伊知哉です。

資料に対する異議はありません。

その上で、AI、コンテンツ、クールジャパン、3点についてコメントいたします。

まずAIですが、6年前に新たな情報財検討委員会で、これは福井さんもおっしゃったとおり、世界に先駆けて議論をいたしまして、積極的にAIを活用すべく著作権法も改正されました。しかし、ここに来て、当時の想定を上回る事態が一気にやってきていて、世界的にも活用と規制の両論が高まっています。これは一時的な事柄ではなくて、長期にわたって世界的なテーマとなっていくでしょう。

折しも月末にG7デジタル大臣会合、それから、来月はG7サミットで、改めてAIの利用について、日本がイニシアチブを取って国際ルールの議論が進む運びになっていて、これを日本としては好機と捉えたいところです。

今回、この知財計画に項目立てをして、今後検討するという方針を明記することで、改めて号砲を鳴らして、政策としてのプライオリティーを高めてもらいたい。これが一つ目です。

二つ目、コンテンツです。これは短期間でよく調整をしてまとめていただきました。著作権の制度改正にデータベースの構築という行政行為、それから、プラットフォームに対する競争政策と通信政策、さらに海賊版の国際的な警察当局との連携といった大変な項目が並んでいまして、知財本部は20年にして、新しい次元の政策がスタートするタイミングを示していると考えます。

この計画づくりだけでも大変なのですけれども、これを実装するのは何百倍ものエネルギーが必要で、しかも、これはたくさんの省庁にまたがりますので、ともすれば、縦割りのエアポケットに落ちかねない。ここは構想委員会なのですけれども、この大きな取組に対して、構想から実装に向けて後押しをして、プレーアップするということと、その進捗を評価・検証していくことが求められますので、その認識を共有しておきたいと思います。

三つ目、クールジャパンです。クールジャパンは、長年にわたって取り組まれているのですけれども、いま一つ存在感が高まっていないように見えます。かつてはコンテンツ戦略と一体として進められていたのですけれども、今はコンテンツ戦略においてクールジャパン政策を意識する場面は少なくなっていますし、推進する中核組織をつくるという構想も、その後、コンテンツ業界が体重を乗せているという話は聞きません。コロナ明けで万博を迎えるタイミングですので、このタイミングでこれまでの政策の成果と今後の大きな方針を評価・検証すべきではないかと考えます。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

次に村松委員、お願いいたします。

○村松委員 よろしく申し上げます。

私は経団連のクリエイティブエコノミー委員会の委員長としての立場と、あとはエンタ

メ企業のトップ及び日本レコード協会の会長としての立場から2点ほど話をさせていただきます。

まず皆様からのコメントありがとうございます。

委員会として「Entertainment Contents ∞ 2023—Last chance to change—」という提言書を書かせていただきました。

今回、本提言においては、ターゲットをアニメ、ゲーム、漫画、映画（実写）及びドラマ、音楽という5ジャンルに限定して成長させていこう。デジタル、特にストリーミングの時代に最も優位性や成長性のあるこの5ジャンルに特化して大きくしていこう。

KPIも、現状、日本のエンターテインメントの海外売上げは5兆円弱なのですが、これを10年以内に3倍、15兆円に伸ばしていこうという目標を掲げました。

クールジャパン云々をされていますけれども、一線を画したいと思っています。クールジャパンに関しては、やはり企業や箱に集中していったというところから、今回に関しては人及び作品というものにしっかりフォーカスしていきたいと思っています。

具体的施策としては五つ、クリエイターの挑戦をしっかり支援していくということ、人、クリエイターの育成体制をしっかり整備していくということ、制作、発信、観光拠点というものを日本の国内外に整備していくということ、エンターテインメントに関する予算等々に関しましても、非常に分散していますので、これを一元的に管理するような、例えばコンテンツ庁的なものを設置できないかということ、また、海外展開の新たな道を開く、この五つの具体的施策を様々にやっていこう。

まずクリエイターの挑戦を支援するということに関しましては、世界に通用する作品をつくっていかねばいけないということで、エンタメ界の大谷翔平をつくっていくために、グローバルコンテンツ向けの制作コンペティションをやりたい。才能があるのにチャンスや制作手法に恵まれない人たちはたくさんいると思いますので、彼らにいろんなチャンスを与えていきたいと思っています。

先ほど御指摘がありました、確かに優位性のあるアニメ、ゲーム、漫画というものに関しては、さらに強みを伸ばしていかなければいけないと思っていますので、次から次にクリエイターを目指す才能豊かな人材が出てくるような、そういう施策をしっかり練っていききたいと思っています。

また、今、劣後しています実写の映画・ドラマ、音楽に関してですが、このジャンルというのは、ある種ヒューマンスターというか、人間のスターが出てきますので、観光であるとか、ほかの産業、コスメであるとか、モバイルであるとか、車であるとか、この分野はいろんな産業に寄与していく分野でもあります。

1997年に、我々の産業をエンタメにしていこうというところで、この20年間で日本円にして5000億ぐらいの予算を投下してきました。ここで一番結果が出ているのは実写であったり、音楽で、予算を投下する効果が図りやすいと思っています。ここは頑張っていこうと思っています。

もう一点、これは音楽分野におけるクリエイターへの適切な対価還元というところにおいて、今、皆さん、演奏権という権利が日本にないのは御存じだと思います。これに関して、アーティストや歌手、また、現場の制作者は、街中で曲が流れても、全く対価が得られない、著作隣接権者は全く対価が得られない。これは問題です。

これに関しましては、OECDの38か国中、日本とアメリカを除く36か国で導入されていますので、それらの国で日本の音楽が流れても、全くあれないという状況です。海外からの強い要望もありますし、クリエイターの権利をしっかりと守るという意味でも、この権利というものはしっかりと取っていきたいと思っていますので、ぜひ御理解いただければと思います。

以上です。よろしくお願いします。

○渡部座長 ありがとうございます。

続きまして、山本委員、お願いいたします。

○山本委員 まず取りまとめ、ありがとうございます。御苦労さまでした。

9ページから10ページの(1)大学における研究成果の社会実装機会の最大化の現状と課題で、大学知財ガバナンスガイドラインの大学への浸透というところがあるのですが、タイトルは大学知財ガバナンスガイドラインの大学への浸透なのですが、その後、いきなり書かれているのがスタートアップの話なのです。私、スタートアップは非常に重要だと思っているので、これは文章とのつながりというか、タイトルとのつながりに少し違和感があるので、スタートアップを挙げるのであれば、スタートアップはスタートアップでまとめて、その後、大企業とのコラボレーションみたいな話が出てきたりするほうが収まりがよいのではないかと思います。

スタートアップのことにしていえば、エコシステムの構築が必要であるということはおっしゃるとおりなのですが、アメリカと比べて日本ではスタートアップがなかなか生まれない。東大では生まれているのですが、多くの大学で生まれない背景というのは、やはりGAPファンドの違いが大きいとされていて、来年度から本格稼働かもしれませんが、今、別のところの議論では、JSTが主導のGAPファンドプログラムが進んでいるので、同じ政府で進んでいるのであれば、これも明記したほうがよいと思います。日本政府として進めていることなので、GAPファンディングのプログラムの強化によってスタートアップを創出するということが1点です。

あと、先ほど来、何名かの委員も言っておられたのですが、要するに海外のマーケットとスタートアップのアクセスというか、その支援が非常に重要で、今日の日経新聞でもユニコーンの数が世界的に減って、日本はその中で6社しかないという部分がありますが、国内マーケットに割とフォーカスしているのが現状だという印象を受けているので、海外へのアクセスということを考えれば、もっとユニコーンが増えてくる可能性があるのでは、そこも追記いただければよいと思っています。

私からは以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

喜連川委員、お願いいたします。

○喜連川委員 喜連川です。

研究データのところがあつたのですけれども、ここで内閣府等を含めてやろうとしていますのは、どちらかといいますと、公的資金のところだけで、いわゆる企業のところではないと思いますので、ここはコンフュージングにならないようにちょっとあれしたほうがいいのではないかと感じました。

企業との連携は非常に重要で、ここがいわゆるクリプトコンピューテーションのところですから、こういうことに関してはあまり言及されていないので、もうちょっと広めてもいいという気がしました。

それから、全体的に言うと、研究者の目線で見ると、オーバーヘッドになるのです。私が大学の研究者だったら、こんな面倒くさいことは多分やりたくないと思いますし、これをすごく真剣にやりますと、オーバーヘッドになってしまいますので、こういう政府の資料の中に、そこそこやればいい、あまり真剣にやるなみたいなことをどうやって書けばいいのかよく分からないのですけれども、この辺の言い方は工夫が必要ではないかと思っています。

それから、ムーンショットが記載されているのですけれども、今、完全にSIPの立ち上がり時期ですので、そこが抜けているという気がします。

もう一点、データ以外で申し上げますと、例のジェネラティブAIで、大学を含め、教育機関は丸ごとChatGPTの議論しかないぐらいに沸騰してしまっていて、我々のサイトによかった例、悪かった例をどんどん書いてくださいということで、こんなあほみたいなことが起こるみたいな、GPT4がGPT3.5より悪い例も結構たくさん出てきていて、面白くてしょうがない時代になっています。

ただ、ポイントは、大学等の教育機関でやっている分にはまだいいのです。よくないのですけれども、教育上結構重要なのですが、知財の件になりますと、彼らはいわゆるファインチューニングという言い方をするので、ファインチューニングというと、格好いいことまでやっているような気がするわけですが、日本語でいうと、ローカリゼーションとか、カスタマイゼーションとか、ちょこちょこやるということで、ここは非常に不透明なのです。したがって、多くの知財がこういうところでリークアウトしてしまうことがありますので、AIのポジティブ面というよりも、使い方の事例はどこかで御研究をなされておいたほうがいいのではないかという気がいたしますので、そこだけ申し上げたいと思います。

以上です。終わりです。

○渡部座長 ありがとうございます。

杉村委員、お願いいたします。

○杉村委員 ありがとうございます。

事務局の方から、御丁寧に御説明いただきまして、ありがとうございました。非常に盛りだくさんの内容になっていますが、全体の項目の方向性としては賛成を申し上げたいと思います。

そして、現在直面しているいろいろな課題を広く網羅していただいて、方向性をこの推進計画で強く打ち出していただいたということについては、感謝を申し上げます。

特にバリューチェーンイノベーションの点でございます。バリューチェーン型オープンイノベーションを推進していくためには、多数のプレーヤーが知財・無形資産の共有を必要があるということは、これまでも何となく知財関係者が認識していたところがございます。この点について、推進していくための環境整備上の必要な施策を検討していく方向性とするを記載いただきました。この点について、感謝申し上げます。

この検討につきましては、なるべく早期に検討を開始していただきたいと思います。構想委員会とは別にタスクフォース等も立ち上げていただくようなことでもいいと思います。早く検討を開始していただいて、その結果をオープンにしていきたいと思います。

その検討の際には、幅広い業界から意見を聞いていただいて、バリューチェーン型オープンイノベーションの推進に、中小企業やスタートアップも関与できるような施策を検討していただきたいと思っております。

それから、今、申し上げましたスタートアップ関連ですが、先ほど山本委員もおっしゃってましたように、スタートアップについては別枠で項目を立てたほうが適切ではないかと思っております。2022年の推進計画におきましては、スタートアップの定義といたしまして、欄外に、中小企業であっても、これから新しい事業を立ち上げて、急激に発展するようなものについては、スタートアップに含まれるという定義がなされていたと記憶しております。ところが、今のバージョンですと、スタートアップについては大学関係の項目の中に入ってしまうので、スタートアップについては別項目で記載するのがよいのではないかと思っております。

スタートアップに関しましては、中小企業の支援も含めまして、4者宣言、具体的には、特許庁、INPIT、日本弁理士会、日本商工会議所の4者で宣言をいたしました。具体的には各地方の経産局とも連携をしながら、また、日本弁理士会の各地域会、そして弁理士会本会がバックアップをして、各経産局と共にその地域の中小企業、そして、スタートアップを支援していく体制を取っていくこととする内容です。そして今、具体的な検討がされているところがございます。

また、日本弁理士会は、先ほど御説明もございましたように、日本ベンチャーキャピタル協会と連携をしております。今後は、日本弁理士会が有している日本ベンチャーキャピタル協会との連携も活用しながら、各地域の中小企業やスタートアップを支援していくこととしてます。

更に、各地域における中小企業と地方大学との共同研究も推進していくことが重要であると思っております。その中で、先ほどご説明がありました大学知財に関しましては、大

学の知財を社会実装するという点は重要だと思っております。ただ、中小企業と大学、その両方がウィン・ウィンになるような関係で共同研究開発、そして、社会実装・利活用が図られるようになっていくような方向が必要であると思っております。

それから、AI関係のことをございます。AI技術の進展を踏まえた発明保護の在り方というところですが、ChatGPTやGPT4等が、現在アクティブになっているところをございます。こういうものを利用いたしますと、自律的な創作に加えて、AIが何らかの創作をすることが進んできます。AIによる自律的創作が実現することによって、発明というものについて、どのように捉えていくかということに関しては、「特許庁で進歩性等の審査実務上の問題や諸外国の状況も踏まえて整理・検討する」と記載されているところです。これに加えて、AIを活用した創作において、人間の関与がどの程度あればよいのか、AIの利活用が創作過程の各段階に与える影響も考慮して審査の判断がどうあるべきか等の観点を踏まえて、特許法の本来の目的である産業の発達への寄与という趣旨に立ち戻って、AIによる創作については再検討をしていかなければいけないと思っております。

この場合、「進歩性等に関する整理・検討」でよいのかどうかということについては、若干疑問がございます。推進計画案のその前のページに、AIと著作権について記載されており、施策の方向性としては、文化庁や内閣府も一緒になって「AI技術の進歩と促進、そして、クリエイターの権利保護の観点に留意しながら、必要な方策を検討する」となっております。著作権だけではなくて、発明という観点におきましても、特許庁だけではなくて、内閣府においても一緒に検討をし、必要な方策についてまで検討いただきたいと希望いたします。

また、ダイバーシティの宣言につきましては、先ほど御説明がございましたように、日本弁理士会はダイバーシティ&インクルージョン推進宣言を日本語及び英語で発信しております。

3月8日は国連の女性デーでございましたので、カナダのスタートアップの女性CEOや日本のスタートアップの女性CEOの方々等に御登壇をいただきまして、国連女性デーにふさわしいお話を、投資の確保も含めていただいたところをございます。

また、ダイバーシティ&インクルージョン推進宣言に関し、女性の割合、女性の%数は重要だと思っております。ダイバーシティ&インクルージョン推進宣言については、性別等で区別されることがなく、互いに認め合って公正に評価されるところが重要だと思っております。したがって、今後、女性であるからといって区別されることがなく、公正に評価して、知財面でも活躍をしていくことができるような環境をさらに整備していくことが重要だと思っております。

最後になりますが、2025年に大阪・関西万博が開催されます。この大阪・関西万博を、知的財産を活用して社会課題を解決する重要性を推進していく機会として捉えて、知財推進計画案の施策について2025年の万博に向けた紐づけをして、推進計画を推進していくことも重要ではないかと思っております。

私が見落としているかもしれませんが、万博については、クールジャパンのところに書いてあると思いますが、社会課題を解決する重要性を知的財産全体で捉えて、どのように施策を実行していくかということについて、少し言及していただけるとありがたいと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

立本委員、お願いいたします。

○立本委員 渡部先生、ありがとうございます。

3点挙げたいと思います。

一つ目は、先ほど発表していただいたドラフトというか、まとめていただいた文章の中にも入っていましたが、ただ、ほかの委員から少なかったので、発言させていただきます。標準化の話ですが、もともとの目的、なぜこの標準化を推進しようと言っているかということ、海外に親日的なマーケットをつくるためです。海外に日本のライフスタイルを広げることによって、親日的なマーケットをつくるという目標があったのですけれども、そこが例えばクールジャパンみたいなものからは外れて、クールジャパンでいうと、コンテンツとか、インバウンド観光とか、そこがメインになっていると思うのですが、そこから外れて標準化だけ特出しされて、今、議論されているので、機能というか、役割がアンダーエスティメイトされている感じです。

本来、日本のライフスタイルを広げるので、例えば農水でやっているような機能性食品を海外に広げるときには、ソフトな意味の標準化が必要だとか、あとは、コールドチェーンを広げる。海外でいうと、キャッチアップしている国であれば、食肉文化が広がる時期ですので、コールドチェーンの広がりがあるのですけれども、コールドチェーンも標準化のところに入ってくるし、もしくは日本風の意味でのコールドチェーンが必要だとか、サービス標準とか、そういうものも重要だと思います。

あと、先ほど竹中委員が言われたような産地表示のコンセンサスみたいなものは、日本の中で広げるというよりも、海外でやってほしい。要は不当な表示はやめてほしいということなのですけれども、そういうものとの関わりで議論されるべきものだと思うのですが、残念ながら、標準規格をつくるものだけに特出しされているので、ちょっとよくないと思っています。今のままだと多分何もやらない形で終わるのだらうと思うのですけれども、それはよくないと思うので、指摘させていただきたいと思います。

2点目は、それと関係があるのですけれども、ドラフトの中でも挙げられていた企業価値が低過ぎるという話です。日本企業のPBRが低過ぎる。PBRですから、上場企業のことを言っているのだと思うのですけれども、上場企業のPBR、企業価値が低過ぎる。これはある意味ではおかしい話です。

おかしいというのは、日本企業、特に民間投資、民間のR&D投資の意味でいうと、日本企業は海外の企業に比べてやっているほうなのです。やっているほうであるのに、PBRが低い。

それは投資家との間の理解、対話がうまく進んでいないという側面もあると思います。R&Dの意味でうまくいっていないということもあるかもしれません。

一方で、うまくやっているのだけれども、それが株価に織り込まれていないところがあると思います。そこをうまく伝えるようなことが必要なのですけれども、例えば既存の上場企業の知財部は、そういう機能を持っていなかったわけですから、どうにかしなければいけないと思います。単純に開示すればいいとか、そういう話だけでは済まないところがあると思います。

さらにはカウンターパートの機関投資家側でもどういうふうにそういう情報を受け取ればいいのか、もしくは対話を進めたらいいのか、そういうところはノウハウが少ないところが多いと思います。下手をしたら、今のままでいくと、単にスコアをつくってくれという話で終わって、あまりよくないと思います。

言いたいのは、人材育成なり、日本の上場企業は、これから知財、もしくはもっと広く無形資産のところを開示していくか、もしくは対話していこうと思うのですけれども、そこを受け止めるような機関投資家側、もしくは発信する側でいうと、企業側への人材育成の場を設ける必要があるのではないかと。これが2点目です。これは企業価値を高めるという意味で必要だと思っています。無形資産で企業価値を高めるという意味で必要だと思っています。

3点目は、山本委員もおっしゃっていたのですけれども、大学のイノベーションの件です。喜連川先生もおっしゃっていたのですが、これは大分進んでいるとは思っているのですけれども、分野ごとに大きく異なる状況があると思います。

例えばもともとエレキの分野とか、情報の分野、コンピューターサイエンスの分野は、オープンイノベーションの意味で、こういうことを産業でやっているわけですが、最近、技術革新があった数理物質の分野であるとか、マテリアルズインフォマティクス(MI)の分野とか、あとは、大学病院とか、ヘルスケアのところは、未整備のまま終わっていると思います。言いたいのは、分野ごとに分けたケーススタディーをしないと、ここは大学のイノベーションと一くくりで言っても、よろしくないのではないかとと思っています。

私もその一員なのであれですけれども、大学に所属しているような研究者の心の中というのは、喜連川委員がおっしゃっていたのですが、企業に所属している研究者と若干違うと思います。そういうものを含めて、これはやっていかないと、逆効果になる可能性があります。むしろイノベーションが安泰イノベーションになる可能性があるのです。そこも含めて細かくやっていったほうがよいのではないかと。大学のイノベーションに関しては、3点目として、そう思いました。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

あと、御発言いただいていないのは、出雲委員と林委員ですけれども、御発言はございませんでしょうか。

○林委員 手を挙げています。

○渡部座長 手を挙げていましたね。すみません。林委員、お願いいたします。

○林委員 ありがとうございます。

私は計画案の項目6のコンテンツ関係について、2点、申し上げたいと思います。

1点目は6の(1)の競争力強化についてです。ロケ誘致、インセンティブ設計についていろいろと書き込んでいただいた点は、いずれも賛成です。ただ、「施策の方向性」の中の対応する官庁として、財務省が見つからないのが気になっております。前回は申し上げたと思うのですが、各国、オーストリア、ニュージーランドなどでは、税制優遇措置でハリウwoodsのロケ誘致をして、インバウンド効果も生んでいますので、ぜひ財務省も名宛人に入れて御検討いただければと思います。

2点目は、私も参加していて、有意義な会議だったと評価している「新たな情報財検討委員会」のときと同様に、今度の「知財推進計画2023」において知財本部として議論すべきテーマについての意見です。

先週金曜日、4月21日のコンテンツ戦略ワーキンググループでは、事務局の方が参加されたというテキサスでの「サウス・バイ・サウスウエスト2023」の御報告及び参加された各国実務家からのヒアリング結果について、非常に示唆に富む有益な御報告をいただきました。ありがとうございます。その中でも「様々なレイヤーでの透明性が必要であること」、特に短尺動画のプラットフォームの透明性はゼロであるといった指摘とか、それから、「DSM指令17条のようなDSPの責任を明確化することが重要である」といった指摘がなされておまして、この2点は知財推進計画2023の検討テーマとして、この知財本部において検討すべき事項ではないかと考えております。

1番目の透明性については、4月21日のワーキンググループで、沼田委員から制作現場の現状を御紹介いただきました。それによると、世界的なプラットフォームとの制作契約をすると、コンテンツの権利は100%製作者側にはもらえないというのが現状だそうです。しかも、契約上の金額は一見大きく見えるのだけれども、結局、制作会社の手元に残る利益は、日本のテレビの深夜ドラマ並みであることとか、ビジネスも含めて学ぼうとしてこうした取り組みをしているが、こういった契約状況では未来は明るくないとか、海外ロケの手伝いをして、奴隷のように使われて、到底学んでいる状況ではないというお話がありまして、契約交渉段階からのサポートの必要性を御指摘いただいたように思います。日弁連が2005年に立ち上げた全国組織の弁護士知財ネットでも、契約交渉段階からのサポート体制を組んでいますので、これから情報発信を強化していきたいと思います。

また、著作権絡みの契約についてなのですが、4月21日のワーキンググループで、上野達弘先生からも御示唆がありまして、これまで一般にソフトローで扱ってきたけれども、一般的な著作権契約に透明性確保をハードローとして持ってもいいのではないかと、収益の透明性を確保すれば、適切に分配されているかも議論できるのではないかとというお話がありました。

また、媒介者責任の明確化については、業法の問題以前に一般法である民法の不法行為に立ち戻った法律の整理をすべきだと思いますので、内閣府の知財本部で議論したいと思います。

こういった点について、4月21日のコンテンツ戦略ワーキンググループで机上配付された計画案では、6の(5)の施策の方向性の五つ目のポツに、媒介者である云々を検討という項目があったのですが、本日はありませんので、本日の計画案では、例えば計画案の6の(2)の施策の方向性の最初のポツにあります、競争政策で始まるところの実態把握と課題の検討を進めるといことが、内閣府において検討することになっていますけれども、内閣府の知的財産戦略本部で検討する項目として、ただいま話に出ている媒介者としての責任論や対価還元における透明性、契約法的アプローチ、こういった視点を盛り込んでいただきたいと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

時間が来ておりますけれども、最後、出雲委員、お願いいたします。

○出雲委員 知的財産推進計画2023ですので、柱になっているのが大学知財ガバナンスガイドラインの策定と公表だと思います。ですので、知的財産推進計画2023は、大学知財ガバナンスガイドラインをしっかりと浸透させていくことが、2023の一つの肝になろうかと思っています。

大学知財ガバナンスガイドラインについては、統合イノベーション戦略、新しい資本主義実行計画、そして、スタートアップ育成5か年計画を受けて、本年3月に策定・公表されたものでございますので、産学官連携ガイドラインと一体として、大学において活用されるよう、浸透・活用を推進していくということを真剣に取り組まなければいけない。これこそが2023の肝、柱の一つに当然なろうかと思っています。

ですので、大学知財ガバナンスガイドラインの浸透・活用方策のところにもありますし、知的財産推進計画2023の案の16ページの1行目にも全く同じことが書かれていますけれども、国際卓越研究大学制度との連携、地域中核・特色ある研究大学強化促進事業との連携等を通じ、全国の対象大学に浸透させる。これが肝だということがぜひ伝わるように書くべきだと思いますし、知的財産推進計画2023の最も重要な箇所になると思いますので、ここが本当に進捗しているのかどうかというのは、しっかりモニタリングすべき、事務局としてやっていただきたいと思います。

また、関係省庁についても、通常の発信・発出をするだけにとどまらず、積極的に根掘り葉掘りしっかり説明に行って、関係府省と連携をして、大学向けの説明会もどんどん開催して、とにかく徹底的に浸透を図るということについては、この文言にとどまらず、実際にはやっていただけると思うのですけれども、しっかりやるということを拡充するのか、書きぶりは事務局にお任せしたいのですが、しっかり強調して、ここは柱だから、大学知財ガバナンスガイドラインの浸透は徹底的にやるという決意表明はしていただきたいと思います。

いました。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

大変貴重な御意見をたくさん頂戴いたしまして、ありがとうございます。

時間も来ておりますが、私からもちょっとだけ発言させていただきます。

記載が施策に落ちていないところが何点かございます。バリューチェーンイノベーション、オープンイノベーションの話、ダイバーシティの話、この辺はもう少し検討していただいて、施策として何か検討ができないかというところと、AIについては、政府全体でかなり大きな取組になるかと思えます。その中で、どういう位置づけにあるのかということに記載していただくと、連携構造も見えやすいのではないかと思います。

以上でございますが、ここまで意見交換を終えたいと思えます。知的財産推進計画2023に向けて、事務局でさらに検討を進めていただきたいと思います。

最後に田中局長から総括をいただければと思います。

○田中事務局長 今日は、どうもありがとうございます。かなりたくさん意見をいただきました。

時間も過ぎておりますので、今日の意見を精査させていただきまして、どのように反映できるのか検討してみたいと思えます。

今日いただいた意見の中で、もう少しメッセージを強めたらどうかという御意見もありました。これはあくまでファーストドラフトなので、まだまだ吟味できていないところがありますので、私ども事務局自身の問題意識としても、もう少し強められるところ、めり張りをつけられるところを考えてみたいと思っております。それを踏まえて、来月の中下旬にまたお示しをできるようにしたいと思います。

それから、今後やるべき新しいアジェンダについての政府内での検討の体制の在り方についての御意見をいただきました。これについては、関係省庁ともさらに調整を進めながら、よりよい検討体制になるように、次のドラフトで具体化できるものは具体化をしたいと思っております。

いろいろと御意見をいただきまして、ありがとうございます。さらに作業を進めたいと思えます。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

本日の会合はこれで閉会させていただきます。

事務局より連絡があれば、お願いいたします。

○池谷参事官 本日の御議論を踏まえまして、事務局で検討させていただき、知的財産推進計画2023の素案について、次回、改めて御議論をいただきたいと思います。

次回の構想委員会の開催日については、追って御連絡をいたします。

本日はどうもありがとうございます。